

青森県報

第七百四十九号

令和六年
四月十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 特定行為業務の登録.....(障 社がい 課).....一
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更.....(会 計 管 理 課).....一
- 証紙売りさばきの廃止.....(同).....二

公 告

- 建設業者の許可の取消し.....(西 北 地 域 局).....二
- 右 同.....(上 北 地 域 局).....二
- 右 同.....(同).....二

出先機関

- 土地改良区の役員の退任.....(西 北 地 域 局).....三
- 土地改良区の定款変更の認可.....(上 北 地 域 局).....三
- 右 同.....(同).....三
- 右 同.....(同).....三
- 右 同.....(同).....三

告

示

青森県告示第二百六十一号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	〇三〇〇〇〇〇四一
登録年月日	令和六・四・五
氏名又は名称	青森県青森市長
住所	青森市長一丁目
事業名称	青森県立青森第一高等学校養護
所在地	青森市大字西田沢三六八
業務開始年月日	令和六・四・八
備考	

青森県告示第二百六十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	住 所	名 称	売りさばき場所	変更年月日
変更前	青森市原別二丁目一の八	株式会社青森原別自動車学校	十和田市東二十二番町二八の一	令和六・三・三
変更後			廃止	

青森県告示第二百六十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和六年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 売りさばき人の住所及び名称
南津軽郡田舎館村大字川部字富岡八四の一
日本フードパッカー津軽株式会社
- 二 売りさばき場所
南津軽郡田舎館村大字川部字富岡八四の一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ホリカンホーム
- 二 氏名 堀内和幸
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字岩崎字丸山三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三―）第四〇〇三七六号
- 五 取消年月日 令和六年三月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 大泉建設株式会社
- 二 代表者の氏名 小泉國雄
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一―一五七
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―三―）第一一九一三号
- 五 取消年月日 令和六年三月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業及び管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年二月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 合同会社橋住建設工業
- 二 代表者の氏名 佐々木恵里香
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町旭北四丁目五六二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第五〇〇五九七号
- 五 取消年月日 令和六年三月二十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、五所川原市南部土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

西北地域県民局長 長 内 和 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	寺田 幸光	五所川原市大字吹畑字皆瀬一七の一	令和六・三・二六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を令和六年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、榎林土地改良区の定款の変更を令和六年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を令和六年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を令和六年四月二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年四月十五日

上北地域県民局長 千 葉 健 夫

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭